

令和 8 年度ハートフルとやま工賃向上事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和 8 年度ハートフルとやま工賃向上事業の研修等業務を委託する事業者を公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「令和 8 年度ハートフルとやま工賃向上事業研修等業務」

(2) 業務内容

別紙 1 「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料の上限額

金 2,270 千円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳

ア 令和 8 年度ハートフルとやま工賃向上事業

金 2,270 千円

（ア）経営マネジメント研修

（イ）自主製品及び技術指導に関する研修

（ウ）デジタル等の新分野進出及び企業等との連携に関する研修

なお、この上限額とは別に契約手続きの中でその予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 本県又は他の官公庁において、同様の研修等業務の受託実績を有していること
- (3) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- (4) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (5) 本プロポーザルの募集開始の日から受託者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

でないこと

(10) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること
- イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画書を別紙2「審査基準」に基づく書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者とします。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合があります。

※プレゼンテーションは実施しません。

5 プロポーザルの申込み

- (1) プロポーザルへの参加を希望される場合、別紙3「参加申込書」を令和8年8月28日（金）17時までに電子メールで提出してください（必ず電話でメールの到着の確認をお願いします）。
- (2) プロポーザルに関する質問は、令和8年8月28日（金）17時までに電子メールで受け付けます（様式自由）（必ず電話でメールの到着の確認をお願いします）。なお、質問に対する回答は、参加申込書を提出された各事業者に対し、原則として令和8年8月31日（月）17時までに電子メールで回答します。

6 企画書等の提出

プロポーザルへの参加申込みをされた事業者は、次のとおり企画書等を電子メールで提出してください。

(1) 提出書類等

次の①～③の書類を提出してください。

※ いずれも様式は任意とします。

- ① 企画書（製作意図、広報の展開案、実施手法・イメージ、業務実施体制、スケジュールなど企画内容が簡潔に分かるもの）
- ② 経費見積書（２（４）の金額の範囲内で作成願います。）
- ③ 会社概要（パンフレット等）及び最近の受託実績が分かるもの（本事業と同種又は類似の実績が望ましい）

（２）提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和８年９月９日(水)17時必着

※必ず電話でメールの到着の確認をお願いします。

- ② 障害福祉課 E-mail : ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp

※上記日時までに提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

７ その他

- （１） 企画提案は、各プロポーザル参加者とも１案までとします。
- （２） 次に掲げるものの提案は、無効とします。
 - ① 県が指定した期日までに県が指定した提出先に提出しなかった者
 - ② 今回のプロポーザルに関する条件又は予め指示した事項に違反した者
 - ③ 同一提出者が２以上の企画提案を提出したものの。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載があるもの。
- （３） プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- （４） プロポーザルの結果は、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知し、委託候補者の名称等を県のホームページで公表します。
- （５） 委託候補者となった事業者と県は、企画提案の内容をもとに、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議・調整を行い、条件が整った場合に随意契約の手続を行います。

※なお、契約先候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者とあらためて協議を行うこととします。
- （６） 委託料には、広報、会場使用料、資料の送付等に要する費用その他一切の費用を含むものとします。
- （７） 万一、受託者の責めに帰する事由によらず事業実施が困難な状況となった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、かかった経費分の支払いのみを行う場合があります。
- （８） 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属します。
- （９） 当事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査院の検査等の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、５年間保管してください。
- （１０） 参加申込後、プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(11) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の指示に従うものとします。

8 提出先・問合せ先

富山県厚生部障害福祉課自立支援係 高岡、黒田

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL : 076-444-3212 / FAX : 076-444-3494

E-mail : ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp